3　令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間における附則第二条の十五の規定の適用については、同条第一号中「する率」とあるのは、「する率に三分の一を乗じて得た率と各市町村の市町村民税の法人税割額で按分する率に三分の二を乗じて得た率とを合算した率」とする。

4　令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における附則第二条の十五の規定の適用については、同条第一号中「する率」とあるのは、「する率に三分の二を乗じて得た率と各市町村の市町村民税の法人税割額で按分する率に三分の一を乗じて得た率とを合算した率」とする。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条　削除

○総務省令第四十七号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第三項の規定に基づき、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日　　総務大臣　高市　早苗

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令等の一部を改正する省令

（収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部改正）

第一条　収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（印紙代金の納付等）	（印紙代金の納付等）
第五条　会社の代表者は、印紙を売りさばいた日（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する販売者等（以下「販売者等」という。）が同法第四条第二項の規定により会社から印紙を買い受けた日及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第四条第一項に規定する受託者（以下「受託者」という。）が同法第十条の規定により適用される郵便切手類販売所等に関する法律第四条第二項の規定により会社から印紙を買い受けた日を含む。）の属する月の翌々月の末日までに、財務大臣に対して印紙の売りさばき金額及び次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を記載した報告書を提出するとともに、当該売りさばき金額から次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額（以下「納付金額」という。）を収入印紙に係るものは一般会計に、自動車重量税印紙に係るものは国税収納金整理資金にそれぞれ納付しなければならない。	**第五条**　［同上］
一　会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の三・三に相当する金額	一　会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の三・二四に相当する金額
［二　略］	［二　同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令の一部改正）

第二条　雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（印紙代金の納付等）	（印紙代金の納付等）
第五条　会社の代表者は、印紙を売りさばいた日の属する月の翌々月の末日までに、厚生労働大臣に対して印紙の売りさばき金額及び次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を記載した報告書を提出するとともに、当該売りさばき金額から次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額（以下「納付金額」という。）を雇用保険印紙に係るものは労働保険特別会計の徴収勘定に、健康保険印紙に係るものは年金特別会計の健康勘定にそれぞれ納付しなければならない。	**第五条**　［同上］
一　会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の五・五に相当する金額	一　会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の五・四に相当する金額
［二　略］	［二　同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	